



厚生労働省群馬労働局発表  
平成29年7月24日

【照会先】  
群馬労働局 雇用環境・均等室  
室長 千葉 裕子  
室長補佐 井野 晃宏  
(代表電話) 027-896-4733

報道関係者 各位

## 群馬労働局と株式会社群馬銀行が「働き方改革に関する 包括連携協定」を締結します

～ 金融機関との協定は群馬では初めて ～

群馬労働局(局長 半田和彦)は、株式会社群馬銀行と密接に連携して、群馬県内の働き方改革及び地域振興等を推進するため、「働き方改革についての包括連携に関する協定」を締結することとし、以下のとおり締結式を開催します。

### 1 協定締結式

日 時 平成29年7月26日(水) 11:00～  
場 所 前橋地方合同庁舎7階 大会議室(前橋市大手町2丁目3番1号)  
出席者 株式会社群馬銀行 取締役頭取 齋藤 一雄  
厚生労働省 群馬労働局長 半田 和彦 ※詳細は、別紙1のとおり

### 2 包括連携協定の主な内容

#### (1) 目的

群馬労働局と株式会社群馬銀行は、県内における産業構造、雇用環境等を踏まえた連携を図ることにより、県内の労働者の働き方改革を推進することを目的としています。

#### (2) 連携事項等

- ① 労働者の職場環境を含めた処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進その他の働き方改革に関すること
- ② 県内の雇用の促進及び安定に関すること
- ③ 県内の企業における人材育成に関すること
- ④ 県内の企業における多様な働き方に関すること
- ⑤ 県内の企業における労働生産性の向上に関すること
- ⑥ 群馬労働局の施策の広報・周知に関すること など

#### (3) 協定の内容

別紙2「協定書(案)」のとおり。

### 3 包括連携協定により期待される効果

- (1) お互いの知見を交換して双方の業務運営に役立てることができる
- (2) 両者の連携により、国の施策・方針や各種支援策を理解した県内群馬銀行の職員がその見識を活用して、一層適宜適切な提案を中小企業事業者にを行うことができる
- (3) 株式会社群馬銀行の各支店等を通じて、迅速かつ広範囲に群馬労働局からの広報・啓発等を進めることができる
- (4) その他働き方改革に係る好事例の収集・情報発信 など

「株式会社群馬銀行と群馬労働局との働き方改革に  
ついての包括連携に関する協定」締結式

～ 次 第 ～

日 時 平成 29 年 7 月 26 日（水）11:00～  
場 所 前橋地方合同庁舎 7 階 大会議室  
（前橋市大手町 2 丁目 3 番 1 号）

1 開 会

2 協定署名者挨拶

厚生労働省 群馬労働局長 半田 和彦（はんだ かずひこ）


株式会社群馬銀行 取締役頭取 齋藤 一雄（さいとう かずお）様

3 協定書署名調印

4 写真撮影

5 閉 会

※ 閉会後に報道機関からの取材対応を行います。



## 株式会社群馬銀行と群馬労働局との働き方改革についての包括連携に関する協定書

株式会社群馬銀行（以下「甲」という。）と群馬労働局（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を図ることにより、群馬県内（以下「県内」という。）の労働者の働き方改革及び県内各地域振興等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が県内における産業構造、雇用環境等を踏まえた連携を図ることにより、県内の労働者の働き方改革を推進することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、相互に協力することとする。

- (1) 労働者の職場環境を含めた処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進その他の働き方改革に関すること。
- (2) 県内の雇用の促進及び安定に関すること。
- (3) 県内の企業における人材育成に関すること。
- (4) 県内の企業における多様な働き方に関すること。
- (5) 県内の企業における労働生産性の向上に関すること。
- (6) 乙の施策の広報・周知に関すること。
- (7) その他本協定の目的に沿うこと。

2 前項における相互協力については、県内各地域に開かれたものとするよう努めることとする。

### （定期的な協議の開催）

第3条 甲と乙は前条の協議について定期的開催することとし、具体的な実施事項については当該定期協議の場において、甲乙合意の上決定する。


なお、これは臨時に協議を開催することを妨げるものではない。

### （協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （疑義への対応）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。



(秘密保持)

第6条 甲と乙は、本協定において知り得た秘密情報について、厳に秘密を保持するとともに、協定期間中、協定期間終了後を問わず、漏えいしてはならないものとする。但し、相手方が自ら公表した場合又は第三者に対する開示について事前に相手方から文書による同意を得た場合はこの限りではない。

2 第2条の各号に定める活動の具体的な実施に関する情報の開示及び秘密の保持については、甲乙協議し、別途定めるものとする。

(期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。但し、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により解約の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間を本協定の有効期間として更新し、その後も同様とする。

(事務局)

第8条 この協定に関する事務については、群馬労働局雇用環境・均等室において行うものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

平成29年7月26日

甲：群馬県前橋市元総社町194番地

株式会社群馬銀行

取締役頭取

乙：群馬県前橋市大手町2丁目3番1号

群馬労働局

局長

